

証券コード 9878
(発送日) 2023年6月1日
(電子提供措置開始日) 2023年5月26日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

株 式 会 社 セ キ ド

代表取締役社長 関 戸 正 実

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第61期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.sekido.com/ir/shoshu>
(上記ウェブサイトにアクセス頂き、メニューより「株主総会招集通知」をご選択頂き、ご確認ください)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しております。

掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9878/teiiji/>

なお、当日のご出席に代えて、P61「議決権行使についてのご案内」の記載のとおり、書面またはインターネットいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月15日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2023年6月16日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号2
新宿パークタワー パークハイアット東京39階
「ヴェネシアンルーム」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第61期（2022年3月21日から2023年3月20日まで）事業
報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連
結計算書類監査結果報告の件
2. 第61期（2022年3月21日から2023年3月20日まで）計算
書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 資本金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

【ご案内】株主懇親会のお知らせ

本株主総会終了後、当社の近況につきましてより一層のご理解を深めていただくため、株主懇親会を開催予定ではございますが、当日の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては中止とすることもございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2022年3月21日から)
(2023年3月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、アフターコロナが鮮明となる一方、ロシア・ウクライナ戦争、エネルギー価格高騰など、先行き不透明な状況が続く中、急激な円安が進んだ影響で、物価の上昇が個人消費の回復に影響を落とす展開となりました。

このような環境下、当社グループは、主力事業のファッション事業（店舗運営事業）と美容事業（コスメティック事業）による新たな成長戦略に取り組んでおります。

ファッション事業（店舗運営事業）においては、韓国コスメの新業態店舗『&choa!』を前年度出店の5店舗に加え、当連結会計年度に7店舗を出店いたしました。現在、12店舗体制となり、店舗運営事業の増収に貢献しております。

美容事業（コスメティック事業）においては、ユーザー目線による情報発信を活用する施策の展開を推進し、MEDIHEAL公式サイトでの売上が大きく伸びました。

一方で、エネルギー問題や物流コストの上昇が拡がる中、今後、アフターコロナに向けた商材の確保が課題となっております。ファッション事業での高付加価値商材、美容事業における新製品投入も含め、為替リスクをコントロールしつつも、顧客ニーズに応えられる商材を調達することに注力しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は7,039百万円（総額表示による売上高は前期比6.7%増の8,249百万円）となりました。利益面では、年末年始商戦用の商材を確保する時期に急激な円安の進行とぶつかり、商品原価の高騰、輸送コストや光熱費などの上昇による販売管理費の増加が響き、営業利益は109百万円（前期比59.7%減）、経常利益は45百万円（前期比79.7%減）となりました。また、繰延税金資産の取り崩しなどにより税金費用を91百万円計上したことで親会社株主に帰属する当期純損失は46百万円（前期は485百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

[ファッション事業]

ファッション事業においては、アプリ会員の獲得と中・高価格帯商品の拡充により安定した売上高の確保に努めるとともに、『&choa!』7店舗の出店や集客力のあるSCでの『GINZA LoveLove』と『&choa!』両業態の仕事を積極的に実施いたしました。

これらの結果、売上高は3,974百万円（総額表示による売上高は前期比1.3%増の5,184百万円）となりましたが、円安の進行と物価高の影響により、セグメント利益は43百万円（前期比50.4%減）となりました。

[美容事業]

美容事業においては、新商品投入に加え、販促物の導入によるコンビニエンスストアでの展示アイテムの拡充を図ったほか、SNSによる情報発信を強化し、MEDIHEAL公式サイトとの連携による定期的な販促企画の実施などに取り組んでまいりました。

この結果、売上高は2,933百万円（前期比20.5%増）となりましたが、円安による輸入原価の高騰、物流コストや販促コストの増加によりセグメント利益は362百万円（前期比21.6%減）となりました。

[賃貸部門]

賃貸部門においては、一部物件の契約終了により、売上高は37百万円（前期比15.1%減）、セグメント利益は32百万円（前期比0.5%増）となりました。

[その他]

その他の部門では、売上高は192百万円（前期比8.3%増）、セグメント利益は11百万円（前期比17.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は118百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

・&choa!イオンモールKYOTO店	新設（京都市南区）	16百万円
・&choa!港北ハースト・モール店	新設（横浜市都筑区）	15百万円
・&choa!イオンモール土岐店	新設（岐阜県土岐市）	14百万円
・&choa!セブンパークアリオ柏店	新設（千葉県柏市）	13百万円
・&choa!イオンモール津南店	新設（三重県津市）	13百万円
・&choa!ベルモール宇都宮店	新設（栃木県宇都宮市）	12百万円
・&choa!テラスモール松戸店	新設（千葉県松戸市）	12百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金は、自己資金及び金融機関（リース会社を含む。）からの社債及び借入金を充当いたしました。

なお、当連結会計年度中に、次のとおり資金調達を行っております。

- ・新株予約権の発行及び行使による株式の発行による払込み 1,625千円（割当先：当社取締役、当社監査役、当社従業員、当社子会社取締役及び当社顧問）

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 58 期 (2020年3月期)	第 59 期 (2021年3月期)	第 60 期 (2022年3月期)	第 61 期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
売上高(千円)	—	—	7,731,914	7,039,745
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純 損失(△)	—	—	485,601	△46,386
1株当たり 当期純利益又は当期(円・銭) 純損失(△)	—	—	239.68	△22.78
総資産(千円)	—	—	4,271,405	4,945,231
純資産(千円)	—	—	1,025,732	870,566
1株当たり純資産(円・銭)	—	—	501.09	424.45

- (注) 1. 第60期より連結計算書類を作成しているため、第59期以前の各数値については記載しておりません。
 第60期…当連結会計年度においては、コロナ禍においても確実に計画を実行するための取り組みに努めました。
 第61期(当連結会計年度)…前記「1. 会社の現況(1)当事業年度の事業の状況①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 58 期 (2020年3月期)	第 59 期 (2021年3月期)	第 60 期 (2022年3月期)	第 61 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	6,620,345	6,773,581	7,377,197	4,203,420
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△410,200	130,884	144,965	△70,285
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△578,371	117,371	424,452	△112,300
1株当たり 当期純利益又は(円・銭) 当期純損失(△)	△338.70	61.20	209.50	△55.15
総資産(千円)	2,899,771	3,598,722	3,943,293	4,599,895
純資産(千円)	257,418	510,201	950,082	741,533
1株当たり純資産(円・銭)	149.92	251.00	463.92	361.11

- (注) 1. 第58期…当事業年度においては、2019年8月に見直しを行った中期経営計画に取り組み、業績の改善に務めました。消費増税後の反動や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、減収減益となりました。
 第59期…当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったものの、美容事業の急成長もあり増収増益となり、当期純利益の計上となりました。
 第60期…当事業年度においては、コロナ禍においても確実に計画を実行するための取り組みに努めることで、増収増益となりました。

第61期(当事業年度)…当事業年度においては、主力事業のファッション事業(店舗運営事業)において新規出店を進め売上高の増加に努めましたが、前期の途中から美容事業を100%子会社であるMEDIHEAL JAPAN(株)に移管したこと、また、当期より「収益認識に関する会計基準」の適用により、ファッション事業(店舗運営事業)売上の一部が総額表示から純額表示に変わったこと、更に、急激な円安の進行、商品原価や輸送コスト等の増加の影響もあり、減収減益となりました。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
MEDIHEAL JAPAN株式会社	10百万円	100%	美容商材、医薬、医薬部外品、健康食品及び関連商材の卸売、小売及び付帯事業
株式会社リニースタッフ	20百万円	70%	労働者派遣事業及び職業紹介事業及び付帯事業
株式会社ビューティーシルクロードグローバル	1百万円	100%	医薬品、医薬部外品、化粧品、美容用品その他各種商品の企画、製造、販売及び付帯事業

(注) 当社の連結子会社であるMEDIHEAL JAPAN株式会社は、2023年3月22日開催の当社取締役会において、解散及び清算することを決議しており、現在、清算手続き中です。

(4) 対処すべき課題

■コスメティック事業

商品戦略では「エイジレス」「ジェンダーレス」をコンセプトに組み込んだ新商品の展開を行います。年齢・性別関係なく推奨できるスキンケア商品の開発～発売を行い、ターゲット顧客の拡大を目指します。

流通戦略では「LOFT」「PLAZA」限定や先行販売など大手バラエティストアでの販売強化、存在感UPを重点取り組みポイントと致します。また専用什器・プロモーション什器を導入し、売場一等地のスペースを確保致します。

プロモーションにおいてはインフルエンサーとの取組を強化致します。「エガ割」「なるねえ企画」の成功事例を受け、インフルエンサーによるPRからの商品購入に直結する取組を増やします。

■ファッション事業

顧客対策では前期中にヘビーユーザー、準ヘビーユーザーと富裕層の取り込みには一定の効果を得ることが出来たもののリピーター人数が減少致しました。そのため今期はヘビーユーザー対策を継続しながら、AIを活用して、リピーター人数の増加（リピーター率の増加）に取り組みます。2000年の顧客管理システム導入から23年間蓄積した顧客購入データ、属性データをAIの解析にかけ、再来店数の増加を目指します。また高額商品の品揃えを充実させることで、前期増加に至ったヘビーユーザー及び準ヘビーユーザーに飽きられない商品展開を行います。

PR戦略では「GINZA LoveLove」アプリ会員獲得に引き続き注力して、プッシュ通知での新商品・季節商品・イベント・クーポン等の会員様にメリットのある情報を伝達します。

ネット通販では今期中を目途にシステムリプレイスを行い内製化によるサイト変化への適応力を高めます。また楽天やYahoo!も本店サイトと同一デザインにリニューアルすることで、本店サイトに集客誘導を促すとともにキャリア決済・コンビニ決済・ID決済等の新たな決済手段を導入致します。

(5) 主要な事業内容（2023年3月20日現在）

当社の主要な事業は、ファッション事業及び美容事業であります。

ファッション事業では、実店舗とネット通販により、貴金属、時計、バッグ・雑貨及びファッション衣料などの販売を行っております。

美容事業では、主に、シートマスクを中心とする美容商品の卸売を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月20日現在）

① 本社	東京都新宿区	
② 商品センター	埼玉県さいたま市岩槻区	
③ 店舗	東京都	1店舗
	埼玉県	6店舗
	千葉県	3店舗
	茨城県	1店舗
	群馬県	1店舗
	静岡県	1店舗
	愛知県	2店舗
	岐阜県	2店舗
	三重県	2店舗
	福島県	1店舗
	神奈川県	1店舗
	栃木県	1店舗
	京都府	1店舗
	合計	23店舗

(7) 使用人の状況 (2023年3月20日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ファッション	46 (52) 名	1名減
美容	7 (-)	2名減
貸貸部門	1 (-)	-
その他の部門	2 (3)	-
管理部門	9 (6)	2名増
合計	65 (61)	1名減

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
65名	1名減	40.2歳	13.4年

(注) 1. 上記使用人数には、嘱託、臨時使用人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時使用人の期中平均人数は、61名 (1日8時間勤務換算) であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月20日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	886百万円
株式会社りそな銀行	540百万円
株式会社東和銀行	504百万円
株式会社商工組合中央金庫	200百万円
株式会社東日本銀行	158百万円
株式会社三菱UFJ銀行	143百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月20日現在)

- ① 発行可能株式総数 4,100,000株
- ② 発行済株式の総数 2,040,928株
- ③ 株主数 1,981名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
有 限 会 社 関 戸 興 産	300千株	14.7%
関 戸 正 実	298千株	14.6%
関 戸 薫 子	135千株	6.6%
E V O F U N D	100千株	4.9%
楽 天 証 券 株 式 会 社	47千株	2.3%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	33千株	1.6%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	32千株	1.6%
セ キ ド 従 業 員 持 株 会	27千株	1.3%
屋 久 哲 夫	27千株	1.3%
株 式 会 社 S B I 証 券	24千株	1.2%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (3,536株) を控除して計算しております。
2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は2,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年3月20日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2020年5月27日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第4回新株予約権

新株予約権の総数	790,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 790,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,395円
新株予約権の払込期日	2020年6月12日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注1)	1株につき 388円
新株予約権の行使期間	2020年6月15日から2025年6月15日まで
割当先	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割当てた。

(注) 1. 本新株予約権の行使価額は、2020年6月15日に初回の修正がされ、以後1価格算定日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)をいう。)が経過する毎に修正されます。行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)の翌取引日(以下「修正日」という。)における当社普通株式の普通取引の終値に対して90%を掛けた金額の1円未満の端数を切り上げた額(以下「基準行使価額」という。)(但し、当該金額が下限行使価額216円を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。

2. 2023年3月20日現在の残高： 525,000個

第5回新株予約権

新株予約権の総数	790,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 790,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1.346円
新株予約権の払込期日	2020年6月12日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注1)	1株につき 388円
新株予約権の行使期間	2020年6月15日から2025年6月15日まで
割当先	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割当てた。

(注) 1. 本新株予約権の行使価額は、2020年6月15日に初回の修正がされ、以後1価格算定日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。))をいう。)が経過する毎に修正されます。行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)の翌取引日(以下「修正日」という。))における当社普通株式の普通取引の終値に対して90%を掛けた金額の1円未満の端数を切り上げた額(以下「基準行使価額」という。)(但し、当該金額が下限行使価額216円を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。

2. 2023年3月20日現在の残高： 790,000個

第6回新株予約権

新株予約権の総数	790,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 790,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,229円
新株予約権の払込期日	2020年6月12日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注1)	1株につき 388円
新株予約権の行使期間	2020年6月15日から2025年6月15日まで
割当先	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割当てた。

(注) 1. 本新株予約権の行使価額は、2020年6月15日に初回の修正がされ、以後1価格算定日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。))において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。))をいう。)が経過する毎に修正されます。行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)の翌取引日(以下「修正日」という。))における当社普通株式の普通取引の終値に対して90%を掛けた金額の1円未満の端数を切り上げた額(以下「基準行使価額」という。))(但し、当該金額が下限行使価額216円を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。

2. 2023年3月20日現在の残高： 790,000個

2020年9月25日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第7回新株予約権

新株予約権の総数	2,930個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 293,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり591円
新株予約権の払込期日	2020年10月13日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 335円
新株予約権の行使期間	2020年10月14日から2030年10月13日まで
割当先	当社取締役 3名 2,495個 当社監査役 3名 160個 当社従業員 29名 145個 当社子会社取締役 1名 130個

(注) 2023年3月20日現在の残高： 2,560個

2021年3月25日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第8回新株予約権

新株予約権の総数	985個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 98,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり231円
新株予約権の払込期日	2021年4月13日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 854円
新株予約権の行使期間	2021年4月14日から2031年4月13日まで
割当先	当社取締役 3名 810個 当社監査役 3名 35個 当社従業員 10名 120個 当社子会社取締役 1名 20個

(注) 2023年3月20日現在の残高： 870個

2021年6月17日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第9回新株予約権

新株予約権の総数	505個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 50,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,580円
新株予約権の払込期日	2021年7月7日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 1,871円
新株予約権の行使期間	2021年7月8日から2031年7月7日まで
割当先	当社取締役 3名 270個 当社監査役 3名 15個 当社従業員 10名 95個 当社顧問 3名 120個 当社子会社取締役 1名 5個

(注) 2023年3月20日現在の残高： 480個

2021年12月10日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第10回新株予約権

新株予約権の総数	620個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 62,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり946円
新株予約権の払込期日	2021年12月28日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 1,030円
新株予約権の行使期間	2021年12月29日から2031年12月28日まで
割当先	当社取締役 3名 450個 当社監査役 3名 15個 当社従業員 10名 80個 当社顧問 2名 60個 当社子会社取締役 2名 15個

(注) 2023年3月20日現在の残高： 595個

2022年5月19日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第11回新株予約権

新株予約権の総数	560個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 56,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1円
新株予約権の払込期日	2022年6月3日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 810円
新株予約権の行使期間	2022年6月6日から2032年6月5日まで
割当先	当社取締役 3名 450個 当社監査役 3名 15個 当社従業員 7名 35個 当社顧問 3名 60個

(注) 2023年3月20日現在の残高： 550個

2022年11月24日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第12回新株予約権

新株予約権の総数	525個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 52,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1円
新株予約権の払込期日	2022年12月9日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 814円
新株予約権の行使期間	2022年12月12日から2032年12月11日まで
割当先	当社取締役 3名 410個 当社監査役 3名 15個 当社従業員 7名 35個 当社顧問 3名 60個 当社子会社取締役 1名 5個

(注) 2023年3月20日現在の残高： 515個

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月20日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関 戸 正 実	株式会社リニアスタッフ 代表取締役 Beauty Silk Road International Co., Ltd. 取締役 株式会社ビューティーシルクロードグローバル 代表取締役 MEDIHEAL JAPAN株式会社 代 表取締役
取 締 役	弓 削 英 昭	執行役員管理部長 株式会社リニアスタッフ 取締役 MEDIHEAL JAPAN株式会社 取 締役
取 締 役	小手川 大 助	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 アドバイザー 株式会社ストリーム 社外取締役 ツネインホールディングス株式会社 社外取 締役 大分県立芸術文化短期大学理事長兼学長 ハルシオングループ株式会社 代表取締役 株式会社リニアスタッフ 監査役 MEDIHEAL JAPAN株式会社 監 査役
常 勤 監 査 役	田 中 涉 吾	株式会社リニアスタッフ 監査役 MEDIHEAL JAPAN株式会社 監 査役
監 査 役	杉 井 孝	弁護士法人杉井法律事務所代表社員 弁護士
監 査 役	西 川 徹 矢	笠原総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役小手川大助氏は社外取締役であります。
2. 監査役田中涉吾氏、杉井孝氏及び西川徹矢氏は社外監査役であります。
3. 当社は取締役小手川大助氏及び監査役田中涉吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役(社外取締役・社外監査役を含む)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによつて被る損害(法律上の損害賠償金及び訴訟費用)が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

a. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役の報酬は各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

・基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、在任年数、貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長関戸正実はその具体的内容の決定について委任するものとする。権限を委任する理由は、各取締役及び担当部門の業績に関する評価を全体的に行うことについて、代表取締役社長が最も適していると判断したことによる。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業、担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役の助言に従って決定をしなければならないこととする。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	47,431千円 (6,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12,000千円 (12,000千円)
合 計 (うち社外役員)	6名 (4名)	59,431千円 (18,000千円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、1989年5月18日開催の第27期定時株主総会において、年額180,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。
2. 監査役の報酬額は、1994年5月16日開催の第32期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
3. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の該当はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

- a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役小手川大助氏は、一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所ア
ドバイザー、株式会社ストリームの社外取締役、ツネイシホールディン
グス株式会社の社外取締役及び大分県立芸術文化短期大学理事長兼学長
であります。当社は株式会社ストリームとECシステムと物流の分野で
業務提携している他、商品を提供しております。株式会社ストリーム以
外の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - 監査役田中渉吾氏は、ハルシオングループ株式会社の代表取締役であり
ます。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、同氏
は、当社の連結子会社であるMED I H E A L J A P A N株式会社の
監査役、当社の非連結子会社である株式会社リニアスタッフの監査役で
あります。
 - 監査役杉井孝氏は、弁護士法人杉井法律事務所の代表社員であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 監査役西川徹矢氏は、笠原総合法律事務所の弁護士であります。当社と
兼職先との間には特別の関係はありません。
- b. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小手川大助	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席しました。大蔵省時代から現在に至るまでの豊富な経験から国際金融に深い見識を持ち、グローバルな知見と見識から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。同氏は、より独立的な立場から経営全般における助言・提言を行うとともに、取締役報酬決定の際にも助言を行っております。
監査役	田中渉吾	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。企業経営に関与した豊富な経験や実績、幅広い知識と専門的知見を有しており、客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、意見を述べております。また、監査役会においても適宜必要な発言を行い、取締役との定期的な意見交換を実施しております。
監査役	杉井孝	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験から、法務及び経営に関する相当程度の知見を有しており、客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、意見を述べております。また監査役会においても適宜必要な発言を行い、取締役との定期的な意見交換を実施しております。
監査役	西川徹矢	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会10回のうち9回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験から、法務及び経営に関する相当程度の知見を有しており、客観的な立場から取締役会において業績その他の経営環境を把握し、意見を述べております。また監査役会においても適宜必要な発言を行い、取締役との定期的な意見交換を実施しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 K D A 監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,500千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会は、コンプライアンス基本規程を定め、各取締役が、法令及び定款に適合した職務の執行を行い、社会的責任を果たし、企業倫理を遵守することを確認します。
 - ・取締役は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会に報告します。

- ・ 監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。
- b. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 取締役は、従業員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、コンプライアンス基本規程の周知を図るとともに、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を徹底します。
 - ・ 取締役会は、執行担当取締役・従業員の職務執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細を定めます。
 - ・ 取締役会は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして管理部または内部監査室を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、通報者の保護を確保した内部通報規程に基づきその運用を行います。
 - ・ 内部監査室は、法令・定款・社内規程・各種マニュアル等に基づいた業務処理の遵守状況を定期的に監査するとともに、内部通報システムが有効に機能しているかを確認し、実行状況を監視します。
 - ・ 監査役は、当社の内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、取締役会において意見を述べるとともに、改善策の策定を求めます。
- c. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の経営判断、執行に関する議事録、決裁その他重要な情報は、文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、適切に管理・保存します。また、取締役及び監査役又は必要な関係者が法に基づいてこれらの文書等を閲覧できる体制を整備します。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は、取締役、従業員の職務執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程など、必要な組織運営に関わる規程を定めます。
 - ・ 取締役会は、意思決定の迅速化のために、経営会議を必要に応じて開催し、経営課題の検討を行い、取締役会の意思決定を補佐する体制を図ります。
 - ・ 取締役会は、ITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。月次の業績を、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告します。取締役会は、この結果のレビューを行い、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因の排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正します。

- ・各事業部門を担当する取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策を定めるとともに、効率的な業務遂行体制の改善を図ります。
- e. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、業務執行に関わるリスクを個別、具体的に認識し、その把握と個々のリスクについて未然に回避する体制、及び事故発生時にその損失を最小化するための管理体制を整えます。またリスク管理規程によりリスク管理体制構築及び運用を行い、各部門はそれぞれの部門に関するリスクの管理、運用を実行し、各部門長は、リスクの管理状況を適宜取締役会・監査役に報告します。
- f. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・取締役会は子会社管理に関する規程を定め当社グループの事業運営を実施し、子会社の重要事項については取締役会の事前承認を義務付けています。
 - ・当社監査役及び内部監査室は子会社に対する定期、臨時の監査を実施し、取締役会にその結果を報告します。
 - ・取締役会は子会社に対し法令・定款の遵守及び必要なリスクマネジメントを実施するとともにグループ一体となったコンプライアンス体制を推進します。
 - ・取締役会は子会社における会計システムを共通の会計システムを導入することにより経営資源の有効活用とグループ経営の効率化を図ります。
- g. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査役は、内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができます。
- h. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
- 内部監査室の従業員の任命、人事異動、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得ます。
- i. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、取締役及び従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告します。
 - ・取締役会は、監査役が、取締役、従業員、会計監査人と定期又は不定期に、協議意見交換を行う体制を整備します。

- j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また監査役が内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れる体制を整備します。
 - ・取締役・従業員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役のヒヤリング等の要請に協力し、監査役監査の実効性を確保します。
 - ・取締役は、監査役の求めがあるときは、監査役が職務執行上、弁護士・公認会計士・税理士などの外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- a. 取締役は法令、定款及びコンプライアンス基本規程に則って業務執行しております。また、従業員に対してもコンプライアンス基本規程の周知を図る等、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の徹底を図っております。
- b. 当事業年度において、取締役会は14回開催され、重要事項の審議・決定、事業部門担当取締役からの業務執行状況の報告、業務執行にかかるリスクの有無の把握等を通じ、業務執行の適正を確保することについて監督、実行を図っております。
- c. 内部通報システムについて、内部通報規程に基づき適正に運用されております。
- d. 監査役は、取締役会をはじめ重要な会議への出席、会計監査人、内部監査部門との協議意見交換を行い、業務の適正性監査の実効性を確保しております。
- e. 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されています。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主への利益還元を会社として取り組むべき重要事項の1つと捉えており、利益還元の方法として積極的かつ安定的な配当を実施していく方針としております。

また、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって機動的に剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、毎期末の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、当期業績内容、今後の業績見込み等を総合的に勘案した結果、1株当たり10円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,830,597	流動負債	3,442,606
現金及び預金	593,204	支払手形及び買掛金	632,321
売掛金	845,453	1年内償還予定の社債	40,000
商 品	2,095,630	短期借入金	2,312,648
預 け 金	136,687	1年内返済予定の長期借入金	77,919
そ の 他	177,265	リ ー ス 債 務	4,616
貸倒引当金	△17,642	未 払 金	303,340
固定資産	1,114,634	未払法人税等	18,660
有形固定資産	629,796	契 約 負 債	12,360
建物及び構築物	129,951	そ の 他	40,739
土 地	429,273	固定負債	632,058
そ の 他	70,572	社 債	160,000
無形固定資産	21,606	長期借入金	200,406
ソフトウェア	21,606	リ ー ス 債 務	6,931
投資その他の資産	463,231	役員退職慰労引当金	109,800
投資有価証券	95,369	退職給付に係る負債	101,073
差入保証金	323,485	資産除去債務	3,288
繰延税金資産	28,504	長期預り保証金	29,980
そ の 他	15,872	長期未払金	20,579
資産合計	4,945,231	負債合計	4,074,664
		(純資産の部)	
		株 主 資 本	846,795
		資 本 金	59,990
		資 本 剰 余 金	454,388
		利 益 剰 余 金	337,443
		自 己 株 式	△5,026
		その他の包括利益累計額	17,968
		その他有価証券評価差額金	15,997
		退職給付に係る調整累計額	1,971
		新株予約権	5,802
		純資産合計	870,566
		負債純資産合計	4,945,231

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,039,745
売 上 原 価		4,704,911
売 上 総 利 益		2,334,833
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,225,421
営 業 利 益		109,412
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	267	
受 取 配 当 金	2,255	
助 成 金 収 入	437	
そ の 他	1,791	4,752
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45,739	
社 債 利 息	254	
社 債 発 行 費	2,477	
新 株 予 約 権 発 行 費	3,618	
為 替 差 損	8,254	
そ の 他	8,152	68,497
経 常 利 益		45,668
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	563	563
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		45,104
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	33,605	
法 人 税 等 調 整 額	57,885	91,491
当 期 純 損 失		46,386
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		46,386

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	59,178	453,576	485,601	△5,003	993,351
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△101,771		△101,771
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△46,386		△46,386
新株予約権の発行					
新株予約権の行使	812	812			1,624
自己株式の取得				△22	△22
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	812	812	△148,157	△22	△146,556
当連結会計年度末残高	59,990	454,388	337,443	△5,026	846,795

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	12,077	14,501	26,578	5,801	1,025,732
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△101,771
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△46,386
新株予約権の発行				1	1
新株予約権の行使				△0	1,624
自己株式の取得					△22
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	3,920	△12,530	△8,610		△8,610
当連結会計年度変動額合計	3,920	△12,530	△8,610	1	△155,165
当連結会計年度末残高	15,997	1,971	17,968	5,802	870,566

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
- ・連結子会社の数 1社
 - ・連結子会社の名称 MED I HEAL JAPAN株式会社
- ② 非連結子会社の状況
- ・非連結子会社の名称 株式会社ビューティーシルクロードグローバル
株式会社リニアスタッフ
 - ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社の状況
- ・持分法適用の非連結子会社数 該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社の状況
- ・会社等の名称 株式会社ビューティーシルクロードグローバル
株式会社リニアスタッフ
 - ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
単品管理商品…個別法
それ以外 …移動平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ファッション事業

ファッション事業においては、主に輸入ブランドファッション商品、韓国コスメ等の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得して履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に顧客から受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

ロ. 美容事業

美容事業においては、主に韓国コスメ商品の卸売と公式インターネットサイトでの販売を行っております。卸売については商品売買基本契約に基づき継続取引を行っており、顧客の検収により当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、出荷から検収までの期間が通常の間であることから、商品を

荷した時点で収益を認識しております。また、公式インターネットサイトでの販売については、商品の納品時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、出荷から納品までの期間が通常の期間であることから、当該商品の出荷時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

・ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 連結納税制度の適用

当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる変更点は以下のとおりです。

イ. 代理人取引

顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から財又はサービスの仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

ロ. 自社ポイントに係る収益認識

当社グループが顧客への販売の際に付与する自社ポイントについては、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の使用見込み及び失効見込みを考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、収益を繰り延べる方法で計上しております。

ハ. 他社ポイントに係る収益認識

他社が運営するポイント制度に係る当社グループの負担金については、従来、販売費及び一般管理費としておりましたが、第三者のために回収する金額として、当該ポイント負担金を売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、流動負債その他は12,360千円減少し、契約負債は12,360千円増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は1,256,975千円減少し、売上原価は1,209,916千円減少し、販売費及び一般管理費は52,363千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,303千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響はありません。

また「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 28,504千円

- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと

異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	629,796千円
無形固定資産	21,606千円
減損損失	一百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループでは、固定資産について収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、差額を減損損失として処理する方法を採用しております。継続的な営業赤字や回収可能価額を著しく低下させる使用方法の変化等により減損の兆候があると認められる場合には、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失認識の要否を判定する方法を採用しております。減損損失認識の要否の判定には、今後の事業計画に基づく見積りキャッシュ・フロー等の仮定を用いております。

なお、当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、翌期以降の事業計画に基づいているため、将来の経営環境の変化等により事業計画に用いた仮定の見直しが必要になった際は、将来キャッシュ・フローの見直しも必要になり、重要な影響が生じた場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

商品	1,293,300千円
土地	429,273千円
投資有価証券	43,461千円
差入保証金	75,000千円
計	1,841,034千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,636,966千円
1年内返済予定の長期借入金	4,587千円
長期借入金	405千円
計	1,641,958千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 635,092千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,038千株	2千株	一千株	2,040千株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3千株	0千株	一千株	3千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月19日取締役会	普通株式	101,771	50	2022年3月20日	2022年6月20日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月18日取締役会	普通株式	利益剰余金	20,373	10	2023年3月20日	2023年6月19日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

第4回新株予約権	普通株式	525千株
第5回新株予約権	普通株式	790千株
第6回新株予約権	普通株式	790千株
第7回新株予約権	普通株式	256千株
第8回新株予約権	普通株式	87千株
第9回新株予約権	普通株式	48千株
第10回新株予約権	普通株式	59千株
第11回新株予約権	普通株式	55千株
第12回新株予約権	普通株式	51千株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達は、設備投資計画等に照らして、主に社債及び銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び預け金は、顧客のクレジットカード決済による売上代金の未収金やテナントとして入居する店舗での売上金の預け金であります。一部、法人等を相手先とする売掛金については当該法人等の信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく差入保証金は、預託先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務上の関係により保有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資資金として調達したものであり、返済日は決算日後、最長4年9か月後であります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程等に従い、営業債権、差入保証金について、各管理部署が主要な相手先の状況を定期的にモニタリングし、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図る等の方法により、信用リスクを管理しております。

(ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）等の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直す等の方法により、市場価格の変動リスクを管理しております。

(iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業債務等について、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新する等の方法により、流動性のリスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	59,341千円	59,341千円	－千円
(2) 差入保証金	323,485	319,653	△3,831
資 産 計	382,826	378,994	△3,831
(1) 社 債	160,000	158,492	△1,507
(2) 長期借入金	200,406	199,720	△685
(3) リース債務（固定）	6,931	6,444	△486
(4) 長期未払金	20,579	20,118	△460
(5) 長期預り保証金	29,980	26,771	△3,208
負 債 計	417,896	411,547	△6,348

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「支払手形及び買掛金」、「1年内償還予定の社債」、「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「リース債務（流動）」、「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（千円）
非上場株式	21,028
関係会社株式	15,000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それら

のインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	59,341	—	—	59,341
資産計	59,341	—	—	59,341

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	319,653	—	319,653
資産計	—	319,653	—	319,653
社債	—	158,492	—	158,492
長期借入金	—	199,720	—	199,720
リース債務（固定）	—	6,444	—	6,444
長期未払金	—	20,118	—	20,118
長期預り保証金	—	26,771	—	26,771
負債計	—	411,547	—	411,547

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金及び長期預り保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務（固定）及び長期未払金

元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地・建物を有しております。
2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は32,954千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度期末残高	
429,273千円	－千円	429,273千円	450,700千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	ファッション	美容	賃貸部門	計		
貴金属	456,865	－	－	456,865	－	456,865
時計	737,557	－	－	737,557	－	737,557
バッグ・雑貨	2,292,504	－	－	2,292,504	－	2,292,504
美容	487,459	2,834,755	－	3,322,214	－	3,322,214
その他	－	－	－	－	192,863	192,863
顧客との契約から生じる収益	3,974,387	2,834,755	－	6,809,143	192,863	7,002,006
その他の収益	－	－	37,738	37,738	－	37,738
外部顧客への売上高	3,974,387	2,834,755	37,738	6,846,881	192,863	7,039,745

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外商部門等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	772,492
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	845,453
契約負債（期首残高）	22,897
契約負債（期末残高）	12,360

契約負債は、主に商品の納品前に顧客から受け取った前受金のほか、当社グループが運営するポイント制度に係る顧客に付与したポイントであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、22,897千円であります。

契約負債の増減は、前受金の受け取り及びポイント付与による増加と収益認識による減少であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	12,360

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 424円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 22円78銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の解散と事業の譲受)

2023年3月22日開催の取締役会において、下記のとおり子会社の解散とその事業を当社に譲り受けることを決議いたしました。

(1) 子会社の解散と事業譲受の目的

当社グループは、主力事業であるファッション事業と美容事業のそれぞれが展開する事業の特性を踏まえ、2021年9月30日開催の取締役会決議に基づき、当社グループが輸入総代理店を務める、人気の韓国コスメブランド『MEDIHEAL』の卸売及び公式インターネットサイトの運営を専業とする連結子会社『MEDIHEAL JAPAN株式会社』を設立し、機動性を高めることで、組織の強化と業績の拡大を図ってまいりました。

約1年半にわたる事業活動を通じ、当初の目的は一定の成果を上げることができました。全国約5万店舗の小売店に『MEDIHEAL』を供給するほか、公式インターネットサイトでの売上高も大きく伸ばすことができました。また、本体のファッション事業では、韓国コスメを中心とする新業態店舗『&choa!』の開発と拡大に努め、現時点で11店舗の直営店を運営しております。

一方で、最近の国際情勢、すなわち、ロシア・ウクライナ戦争の長期化とエネルギー価格高騰や輸送コスト高から世界的な物価上昇を招いており、利益の確保が課題となっております。

この状況を踏まえ、経営資源の集中による効率経営を目指し、連結子会社『MEDIHEAL JAPAN株式会社』を解散し、その事業の全部を当社で譲り受けることといたしました。商品カテゴリーとしても、また、対象となる顧客層の面からも、ファッション事業と親和性、補完性の高い美容事業を再度、本体に取り込むことが売上高の拡大と利益率の向上につながるものと判断いたしました。

(2) 解散する子会社の概要

2023年3月20日現在

①名称	MEDIHEAL JAPAN株式会社
②所在地	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
③代表者の役職・氏名	代表取締役 関戸 正実
④事業内容	MEDIHEALブランドを中心とする美容商材・医薬・医薬部外品・健康食品、関連商材の卸売、小売、電子商取引
⑤資本金	10,000千円
⑥設立年月日	2021年10月1日
⑦大株主および持株比率	当社 100%

⑧上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社が 100%出資する子会社でありませ		
	人的関係	当社代表取締役及び取締役 1 名、監査役 1 名が兼務しております。		
	取引関係	当社が当該子会社の業務を代行しております。また、当社は当該子会社より MEDIHEAL 製品の商品供給を受けております。		
⑨最近 3 年間の経営成績及び財政状態				
決算期	2021年 3 月期	2022年 3 月期	2023年 3 月期	
総資産	—	1,371百万円	1,666百万円	
純資産	—	81百万円	145百万円	
1株当たり純資産	—	81,080.66円	145,392.95円	
売上高	—	993百万円	2,934百万円	
営業利益	—	83百万円	116百万円	
経常利益	—	83百万円	116百万円	
当期純利益	—	71百万円	64百万円	
1株当たり当期純利益	—	71,080.66円	64,312.28円	
1株当たり配当金	—	—	—	

(注) 2022年 3 月期は、開設年度であり、2021年10月に稼働しております。

(3) 解散の日程

取締役会決議	2023年 3 月22日
事業譲渡日	2023年 4 月27日
清算完了日	2023年 7 月20日 (予定)

(4) 解散に伴う損失額

解散に伴う損失額の発生はありません。

(5) 事業譲受の概要

1) 譲り受ける事業の内容、経営成績

譲り受ける事業の内容、経営成績につきましては、上記(2)解散する子会社の概要をご参照ください。

2) 譲り受ける事業の資産、負債の項目及び金額(2023年3月20日現在)

(金額単位: 百万円)

資 産		負 債	
項目	帳簿金額	項目	帳簿金額
現金及び預金	41	買掛金	1,033
売掛金	769	未払金	483
商品	817	未払法人税等	4
未収消費税等	11	その他	0
その他	26		
合 計	1,666	合 計	1,520

3) 譲受価額及び決済方法

現時点では、上記(2)解散する子会社の概要 ⑨最近3年間の経営成績及び財政状態の2023年3月期の純資産145百万円のうち、資本金10百万円を除く利益剰余金135百万円が譲受価額となります。

(6) 会計処理の概要

資産及び負債につきましては、全て当社が帳簿金額で引き継ぎます。のれん又は負ののれんは発生いたしません。

(7) 今後の業績に与える影響(今後の見通し)

本件に伴い、当社は2024年3月期の期中より、単体決算に移行する予定であります。100%子会社を親会社に取り込むものであり、単体決算への移行が今後の業績に与える影響については、軽微であると判断しております。

(資本金の額の減少)

2023年5月18日開催の取締役会において、2023年6月16日開催の第61期定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額の減少の理由

今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額59,990,212円のうち49,990,212円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生までに行使された場合等により、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがあります。

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額的全額をその他資本剰余金に振替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年7月20日

11. その他の注記

(退職給付に関する注記)

① 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職金制度の60%相当額について確定拠出型年金制度を採用し、残額については確定給付型の退職一時金制度を採用しております。

② 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、5,949千円であります。

③ 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	89,002千円
勤務費用	5,044千円
利息費用	320千円
数理計算上の差異の発生額	3,780千円
退職給付の支払額	△3,229千円
過去勤務費用の当期発生額	6,156千円
退職給付債務の期末残高	101,073千円

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	101,073千円
未積立退職給付債務	－千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,073千円
<hr/>	
退職給付に係る負債	101,073千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	101,073千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	5,044千円
利息費用	320千円
数理計算上の差異の費用処理額	△3,107千円
過去勤務費用の費用処理額	513千円
確定給付制度に係る退職給付費用	2,769千円

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△5,643千円
数理計算上の差異	△6,887千円
合計	△12,530千円

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	△5,643千円
未認識数理計算上の差異	7,614千円
合計	1,971千円

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 0.62%

貸借対照表

(2023年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,487,869	流動負債	3,224,333
現金及び預金	551,592	支払手形	10,316
売掛金	887,840	買掛金	401,202
商 品	1,283,227	短期借入金	2,312,648
前 渡 金	62,732	1年内償還予定の社債	40,000
前払費用	13,734	1年内返済予定の長期借入金	77,919
未収入金	517,489	リース債務	4,616
預 け 金	136,687	未払金	299,920
そ の 他	52,207	未払費用	16,919
貸倒引当金	△17,642	未払法人税等	14,620
固定資産	1,112,026	契約負債	12,360
有形固定資産	629,796	預り金	21,216
建物	127,922	そ の 他	12,593
構築物	2,029	固定負債	634,029
工具器具及び備品	64,840	社 債	160,000
土 地	429,273	長期借入金	200,406
リース資産	5,732	リース債務	6,931
無形固定資産	21,606	退職給付引当金	103,044
ソフトウェア	21,606	役員退職慰労引当金	109,800
投資その他の資産	460,623	資産除去債務	3,288
投資有価証券	80,369	長期預り保証金	29,980
関係会社株式	25,000	長期未払金	20,579
差入保証金	323,485	負債合計	3,858,362
繰延税金資産	15,896	純資産の部	
そ の 他	15,872	株 主 資 本	719,732
資産合計	4,599,895	資 本 金	59,990
		資 本 剰 余 金	454,388
		資 本 準 備 金	185,820
		そ の 他 資 本 剰 余 金	268,567
		利 益 剰 余 金	210,380
		そ の 他 利 益 剰 余 金	210,380
		繰 越 利 益 剰 余 金	210,380
		自 己 株 式	△5,026
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	15,997
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,997
		新 株 予 約 権	5,802
		純資産合計	741,533
		負債純資産合計	4,599,895

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,203,420
売 上 原 価	2,963,384
売 上 総 利 益	1,240,036
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,257,862
営 業 損 失	17,825
営 業 外 収 益	7,593
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,523
そ の 他 営 業 外 収 益	5,070
営 業 外 費 用	60,053
支 払 利 息	45,739
社 債 利 息	254
社 債 発 行 費	2,477
新 株 予 約 権 発 行 費	3,618
そ の 他 営 業 外 費 用	7,963
経 常 損 失	70,285
特 別 損 失	563
固 定 資 産 除 却 損	563
税 引 前 当 期 純 損 失	70,848
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△2,733
法 人 税 等 調 整 額	44,185
当 期 純 損 失	112,300

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年3月21日から
2023年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2022年3月21日 期 首 残 高	59,178	185,008	268,567	453,576	424,452	424,452
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△101,771	△101,771
当期純損失(△)					△112,300	△112,300
新株予約権の発行						
新株予約権の行使	812	812		812		
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	812	812	-	812	△214,072	△214,072
2023年3月20日 期 末 残 高	59,990	185,820	268,567	454,388	210,380	210,380

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2022年3月21日 期 首 残 高	△5,003	932,203	12,077	12,077	5,801	950,082
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△101,771				△101,771
当期純損失(△)		△112,300				△112,300
新株予約権の発行					1	1
新株予約権の行使		1,624			△0	1,624
自己株式の取得	△22	△22				△22
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			3,920	3,920		3,920
事業年度中の変動額合計	△22	△212,470	3,920	3,920	1	△208,549
2023年3月20日 期 末 残 高	△5,026	719,732	15,997	15,997	5,802	741,533

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
市場価格のない株式等
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 商品
原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
単品管理商品…個別法
それ以外 …移動平均法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 8年～17年
 - ② 無形固定資産
（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売掛金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ファッション事業

ファッション事業においては、主に輸入ブランドファッション商品、韓国コスメ等の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得して履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に顧客から受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

2. 会計方法の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる変更点は以下のとおりです。

イ. 代理人取引

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から財又はサービスの仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

ロ. 自社ポイントに係る収益認識

当社が顧客への販売の際に付与する自社ポイントについては、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の使用見込み及び失効見込みを考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、収益を繰り延べる方法で計上しております。

ハ、他社ポイントに係る収益認識

他社が運営するポイント制度に係る当社の負担金については、従来、販売費及び一般管理費としておりましたが、第三者のために回収する金額として、当該ポイント負担金を売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「その他」は、当事業年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、前受金は7,420千円、流動負債その他は4,940千円減少し、契約負債は12,360千円増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は1,255,407千円減少し、売上原価は1,209,916千円減少し、販売費及び一般管理費は50,910千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,419千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度に係る計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 15,896千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

連結注記表3。会計上の見積りに関する注記に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

商品	1,283,227千円
土地	429,273千円
投資有価証券	43,461千円
差入保証金	75,000千円
計	1,830,961千円

② 担保に係る債務	
短期借入金	1,632,293千円
1年内返済予定の長期借入金	4,587千円
長期借入金	405千円
計	1,637,284千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	635,092千円
(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	1,140,116千円
短期金銭債務	155,132千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

営業取引（仕入高）	98,675千円
営業取引（その他）	246,717千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3千株	0千株	一千株	3千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

商品評価損	5,820千円
有価証券評価損	36,858千円
退職給付引当金	35,642千円
役員退職慰労引当金	37,979千円
繰越欠損金	1,022,550千円
減損損失	284,151千円
貸倒引当金	79,296千円
その他	6,798千円

繰延税金資産小計 1,509,098千円

評価性引当額 1,492,238千円

繰延税金資産合計 16,859千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 962千円

繰延税金負債合計 962千円

繰延税金資産の純額 15,896千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出 資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の 所有割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	MEDIHEAL JAPAN株 式会社	東京都 新宿区	10,000	化粧品 卸売業 小売業	100	商品の 仕入 業務受 託 役員の 兼任	業務委託料の受取 (注) 1	246,717	未 収 入 金	351,223
							商品の仕入 (注) 2	98,675	買 掛 金	155,132
							設立時の当社 在庫の売上 (注) 3	—	売 掛 金	656,459
							業務代行 の出入金	212,267	未 収 入 金	132,433

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 業務委託料は、協議の上、決定しております。

2. 仕入価格については、市場価格を勘案して決定しております。

3. 設立時の当社在庫の販売価格については、協議の上、決定しております。

4. 業務委託料の受取に係る未収入金と業務代行の出入金に係る預り金は、貸借対照表上、相殺しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 361円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 55円15銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社の解散と事業の譲受)

2023年3月22日開催の取締役会において、連結子会社の解散とその事業を当社に譲り受けることを決議いたしました。詳細は、連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおりであります。

(資本金の額の減少)

2023年5月18日開催の取締役会において、2023年6月16日に開催予定の第61期定時株主総会に、資本金の額の減少の件に関する議案を付議することを決議いたしました。詳細は、連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社セキド
取締役会 御中

KDA監査法人
東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐佐木	敬昌
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園田	光基

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セキドの2022年3月21日から2023年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セキド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象（連結子会社の解散と事業の譲受）に記載の通り、会社は2023年3月22日開催の取締役会において、子会社の解散とその事業を当社に譲り受けることを決議した旨の記載がある。

重要な後発事象（資本金の額の減少）に記載の通り、会社は2023年5月18日開催の取締役会において、2023年6月16日開催の第61期定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社セキド
取締役会 御中

KDA監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 佐 佐 木 敬 昌
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 園 田 光 基
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セキドの2022年3月21日から2023年3月20日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象（連結子会社の解散と事業の譲受）に記載の通り、会社は2023年3月22日開催の取締役会において、子会社の解散とその事業を当社に譲り受けることを決議した旨の記載がある。

重要な後発事象（資本金の額の減少）に記載の通り、会社は2023年5月18日開催の取締役会において、2023年6月16日開催の第61期定時株主総会に資本金の額の減少について付議することを決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月21日から2023年3月20日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社セキド 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 田中 渉 吾 ㊟

社外監査役 杉井 孝 ㊟

社外監査役 西川 徹 矢 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額59,990,212円のうち49,990,212円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生までに行使された場合等により、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動することがございます。

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額的全額をその他資本剰余金に振替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年7月20日

第2号議案 取締役3名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	せき 関 戸 まさ み 正 実 (1957年1月2日)	1993年2月 当社入社 1993年5月 当社取締役 1993年9月 当社常務取締役 1995年5月 当社取締役 1997年1月 当社常務取締役 1997年5月 当社取締役副社長 2000年2月 当社代表取締役社長 2010年11月 当社取締役 2011年3月 当社代表取締役会長兼CEO(最高経営責任者) 2011年7月 当社代表取締役会長兼CEO(最高経営責任者) 兼営業本部長兼ファッション事業部長兼経営企画室担当 2012年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼ファッション事業部長 2012年4月 株式会社ストリーム社外取締役 2012年5月 当社代表取締役社長 2013年9月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2014年8月 当社代表取締役社長兼営業本部長兼ファッション事業部長 2015年2月 当社代表取締役社長 (現任) 2020年5月 株式会社リニアスタッフ代表取締役 (現任) 2020年11月 Beauty Silk Road International Co., Ltd. 取締役 (現任) 2021年1月 株式会社ビューティーシルクロードグローバル代表取締役 (現任) 2021年10月 MED I H E A L J A P A N株式会社代表取締役 (現任)	402,244株
【取締役候補者とした理由】 関戸正実氏は、1993年5月に当社取締役に就任し経営の意思決定に関与するとともに、2000年2月に当社代表取締役社長に就任以来、当社事業を牽引する立場として事業の伸展に力を発揮してまいりました。引き続き、経営トップとしての実績や豊富な経験に基づき、当社経営の監督及び当社事業の持続的な成長に貢献していただけるものと判断して、取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	ゆげ ひで あき 弓削英昭 (1964年8月9日)	1988年4月 当社入社 2002年10月 当社総務部長 2003年1月 当社執行役員総務部長 2003年5月 当社取締役執行役員総務部長 2009年3月 当社取締役執行役員管理部長(現任) 2020年5月 株式会社リニアスタッフ取締役(現任) 2021年10月 MED I H E A L J A P A N株式会社 取締役(現任)	7,232株
【取締役候補者とした理由】 弓削英昭氏は、2003年5月に当社取締役に就任以来、主に管理部門を管掌するとともに執行役員として、経営の意思決定及び業務執行を行い当社事業の伸展に力を発揮してまいりました。引き続き、当社経営の監督及び当社事業の持続的な成長やコーポレートガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断して、取締役候補者となりました。			
3	こてがわ だい すけ 小手川大助 (1951年5月3日)	1975年4月 大蔵省(現財務省)入省 1979年6月 スタンフォード大学大学院経営学修士(MBA) 1996年6月 大蔵省(現財務省)証券局業務課長 1998年6月 金融監督庁監督総括課長 2003年7月 財務省大臣官房審議官 2005年7月 同省関東財務局長 2006年7月 同省理財局長 2007年7月 IMF日本政府代表理事 2011年2月 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹 2011年5月 株式会社パルコ社外取締役 2012年4月 株式会社ストリーム社外監査役 2012年5月 当社社外取締役(現任) 2013年5月 いちごグループホールディングス株式会社社外取締役 2018年4月 株式会社ストリーム社外取締役(現任) 2018年5月 あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社取締役 2019年1月 ツネイシホールディングス株式会社社外取締役(現任) 2020年4月 大分県立芸術文化短期大学理事長兼学長(現任) 2021年6月 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所アドバイザー(現任)	7,620株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小手川大助氏は、大蔵省時代から現在に至るまでの豊富な経験から国際金融に深い見識を持ち、また、企業経営者としての経験を有することから、引き続き、当社経営の監督及び当社の経営推進について貢献していただけるものと判断して、社外取締役候補者となりました。同氏が選任された場合は、より独立的な立場から、経営全般に助言・提言をいただくとともに、取締役の報酬決定の際にも助言いただきます。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小手川大助氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は小手川大助氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 各候補者の所有する当社の株式の数には、セキド役員持株会における各自の持分を含めた実質保有持株数を記載しております。
5. 小手川大助氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって11年1カ月となります。
6. 関戸正実氏の所有株式数には、EVO FUNDとの株式貸借契約に基づく貸株100千株を含めております。
7. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
8. 当社は、小手川大助氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役西川徹矢氏が本株主総会終結の時をもって任期満了となることから、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
にし かわ てつ や 西川 徹 矢 (1947年6月1日)	1972年4月 警察庁入庁	2,500株
	1989年8月 警視庁刑事部捜査第二課長	
	1993年4月 和歌山県警察本部長	
	1998年3月 新潟県警察本部長	
	2007年1月 防衛省大臣官房長	
	2007年12月 明治安田生命相互保険会社 顧問	
	2009年8月 内閣官房副長官補	
	2011年11月 株式会社損保ジャパン（現損害保険ジャパン株式会社） 顧問	
	2012年1月 弁護士登録（第一東京弁護士） 笠原総合法律事務所入所（現任）	
	2013年5月 当社社外監査役（現任）	
	2013年6月 株式会社ラック 社外取締役	
2014年6月 清水建設株式会社 社外監査役		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西川徹矢氏は、社外監査役候補者であります。
3. 西川徹矢氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断して監査役候補者となりました。
4. 当社は西川徹矢氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再選が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 西川徹矢氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって10年1カ月となります。
6. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

以上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。前記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月16日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月15日（木曜日）
午後5時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月15日（木曜日）
午後5時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股
 ○○○○ 御中
 ××××年 ×月××日
 ○○○○○○

1. _____
 2. _____
 3. _____
 4. _____

スマートフォン
 画面で投票
 コードを入力
 ログインしてください

印刷済み
 宛先
 宛先

○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

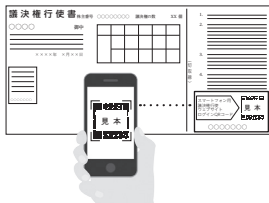
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

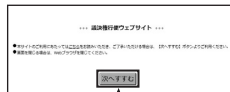
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

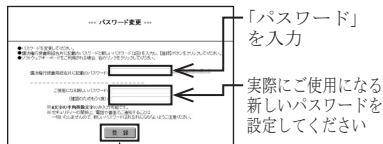
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

